

岩手県地域福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 岩手県における地域福祉に関する施策の推進に当たり、地域福祉に関する意見を求めるとともに岩手県地域福祉支援計画の進行管理及び評価等を行うため、岩手県地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉に関する施策の推進に関すること。
- (2) 岩手県地域福祉支援計画の進行管理、評価及び見直しに関すること。
- (3) 社会福祉法人等の地域貢献活動に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、地域福祉に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する委員20人以内をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会に会長を置き、委員の中から互選により選任する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が不在のときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、知事が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 協議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(特別委員)

第5条 委員会に、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、社会福祉に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 特別委員は、委員会の所掌事項に関して助言、指導等を行う。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部地域福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月16日から施行する。